

院内感染防止対策委員会設置要綱

(平成 15 年 4 月 1 日 病院事業管理者決裁)

(設置)

第 1 条 この要綱は市立病院における院内感染防止対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 院内感染防止対策を含む感染症対策の推進に関すること。
- (2) 感染症に係る実態の把握、分析に関すること。
- (3) 感染症に係る調査研究に関すること。
- (4) 院内感染対策指針及び医療関連感染対策マニュアルに関すること。
- (5) 管理者、院長から諮問された事項に関すること。
- (6) その他院内感染防止対策を含む感染症対策に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、病院長、副院長、理事もしくは次長、救命救急センター長、総合サポートセンター長、診療部参事、医療技術部長、医療安全管理担当部長、経営管理部長、看護部長、薬剤科長、臨床検査科長、総務課長、院内感染管理者および病院長が指名する者で構成する。

- 2 委員会には委員長をおき、病院長がこれにあたる。また委員長は院内感染管理者を指名する。
- 3 委員長は、副院長から 1 名を副委員長に指名し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、月 1 回定期的を開催する。ただし、委員長が必要と判断した場合は臨時に開催することができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議内容等について、管理者に報告するものとする。

(事務局の設置)

第5条 委員会の事務局は、経営管理部医療安全管理課感染対策室に設置し、委員会の運営に関する事務及び支援を行う。

(実施細目)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成19年10月30日改正）

1 この改正は、平成19年10月30日から実施する。

2 感染症対策委員会設置要綱（平成15年9月16日病院事業管理者決裁）は廃止する。

附 則（平成21年4月1日改正）

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成23年5月1日改正）

この改正は、平成23年5月1日から実施する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成29年10月27日改正）

この改正は、平成29年10月27日から実施する。